

安家川 ①

1 漁業権番号	内共第3号(安家川)							
2 漁場の区域	九戸郡野田村大字玉川下安家大橋橋脚下流端の線から上流の安家川本流及びその支流の区域							
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間			
		あゆ	友釣り どぶ釣り	野田村と岩泉町との町村境から下流の安家川本支流の免許区域	8月1日から10月31日まで			
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで			
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで			
		いwana	〃	〃	3月1日から9月30日まで			
		うなぎ	餌釣り	〃	3月1日から12月31日まで			
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	〃	〃			
		かじか	〃	〃	6月1日から9月30日まで			
		もくずがに	餌釣り	〃	3月1日から12月31日まで			
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。							
	(2) 区域の制限	区域			禁止期間			
		下安家大橋橋脚下流端から旧国道橋までの区域			1月1日から12月31日まで			
		淀川(旧国道橋上流の中州北側の支流)			〃			
		旧国道橋から上流1,800メートルまでの区域			1月1日から4月30日まで			
	(3) 漁具・漁法の制限	旧国道橋から上流500メートルまでの区域			9月17日から同月26日まで			
まき餌(餌容器の使用を含む。)による採捕は、禁止する。								
(4) 全長の制限		名称		禁止に係る全長				
		やまめ(ひかりを含む。)		13センチメートル以下				
	いwana		〃					
	うなぎ		30センチメートル以下					
	うぐい		13センチメートル以下					
(5) その他	組合が濃密放流して開設するあゆ、やまめ、いwana若しくはにじますの特設釣場又はあゆ、やまめ、いwana若しくはにじますのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。							
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所	
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り	円 1,200	円 8,500	組合事務所及び指定販売所	
			やまめ さくらます いwana うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り				
			うなぎ もくずがに	餌釣り				
			雑魚	やまめ さくらます いwana うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り	900		6,000
				うなぎ もくずがに	餌釣り			
	ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。							
	イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。							
	ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。							

遊漁券販売所	名 称	電話番号	名 称	電話番号		
	岩手県内水面漁業協同組合連合会ホームページをご参照ください。					
(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所 岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所 TEL 019-623 -8712
	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り	円 22,400	円 20,100	
		やまめ さくらま す いwana うぐ い かじか	餌釣り 擬餌釣り			
		うなぎ もくずが に	餌釣り			
雑魚	やまめ さくらま す いwana うぐ い かじか	餌釣り 擬餌釣り	円 15,700	円 14,000		
	うなぎ もくずが に	餌釣り				
	5 遊漁に際し守るべき事項	<p>(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。</p> <p>(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(4) 遊漁者は、次の区域及び期間においては、川底をかくはんしないこと。</p> <p>下安家旧国道橋から上流500メートル（通称上坂）までの区域であって、9月17日から10月31日までの期間</p>				